

23長社第6281号

平成24年3月15日

長崎県医師会長
長崎県歯科医師会長
長崎県看護協会会長
長崎県栄養士会長
長崎県歯科衛生士会長
長崎県社会福祉士会長
長崎県介護支援専門員連絡協議会長 様
長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会長
長崎県老人福祉施設協議会長
長崎県理学療法士会長
長崎県作業療法士会長
長崎県言語聴覚士会長

長崎県長寿社会課長
(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針の公布について

このことについて、別添（写し）のとおり厚生労働省老健局長より通知がありましたので、お知らせいたします。

貴会員等へ周知していただくとともに、市町等が当事業を実施する場合は、事業の円滑かつ適正な実施に向けてご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



老 発 0313 第 3 号
平成 24 年 3 月 13 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針の公布について

「介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（平成24年厚生労働省告示第86号）」が本日公布されたところである。

本告示の制定の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 制定の趣旨

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）の施行による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 6 項の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針の制定を行うもの。

第二 制定内容

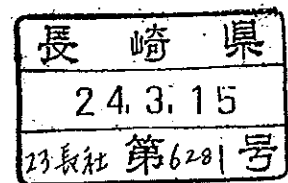
第 1 総合事業の実施に関する総則的な事項

一 目的

総合事業は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う介護保険の第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者を対象として、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を目的として実施すること。

二 事業の構成

総合事業は、要支援者及び二次予防事業対象者（第一号被保険者のうち要介護者又は要支援者以外の者であって、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められるものをいう。以下同じ。）に係る事業並びに一次予防に係る事業により構



成すること。

三 実施主体、事業の実施等

- 1 総合事業は、市町村が実施主体となり、関係行政機関、関係団体、民間事業者、ボランティアを含む地域住民等の協力を得て推進すること。
- 2 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうちケアマネジメントに係る事業については、市町村又は地域包括支援センターで実施すること。
- 3 総合事業（ケアマネジメントに係る事業を除く。）の実施に当たっては、市町村においては、サービスの提供等の具体的な事業の実施を、指定介護予防サービス事業者、介護保険の指定を受けていない事業者その他の民間事業者等に委託するなど、地域における社会資源の有効活用を図るとともに、効果的かつ効率的な事業運営に努める必要があること。
- 4 委託を受けた者に対して支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定すること。

四 事業の評価

総合事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、市町村は、定期的に総合事業の実施状況等に関する評価を実施することとし、事業評価においては、事業の成果に係る評価を行うとともに、投入された資源量や事業量に係る評価及び事業の実施の過程に係る評価を行うこと。

五 他の計画等との関係

総合事業は、市町村介護保険事業計画に基づき計画的に事業を推進するものとし、その際、老人福祉計画等との整合を十分に図るものこと。

六 利用料

- 1 市町村及び総合事業の実施について市町村から委託を受けた者は、総合事業の利用者に対し、二次予防事業対象者の把握に係る事業を除き、利用料を請求することができること。
- 2 利用料の額等の利用料に関する事項は、地域の実情に応じて、市町村において決定すること。なお、利用料の額の設定に当たっては、予防給付との均衡等を勘案しながら、適切に設定すること。

第2 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業

一 基本的な考え方

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業は、対象者一人ひとりの生活機能の維持又は向上を目的として、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、きめ細やかに実施すること。

二 事業の構成

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業は、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業、ケアマネジメントに係る事業、二次予防事業対象者の把握に係る事業及び事業評価に係る事業により構成すること。

三 事業の対象者

- 1 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうち、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業及びケアマネジメントに係る事業の対象者は、要支援者及び二次予防事業対象者とする。こと。
なお、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者は、介護予防支援又はケアマネジメントに係る事業の対象者である要支援者及び二次予防事業対象者に限ること。ただし、要支援者又は二次予防事業対象者が自らケアプランを作成し、市町村又は地域包括支援センターが適当と認めた場合は、介護予防支援又はケアマネジメントに係る事業の対象者でなくとも、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者となること。
- 2 予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者となる要支援者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該要支援者の意思を最大限に尊重しつつ、当該要支援者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定すること。
- 3 二次予防事業対象者の把握に係る事業は、市町村の第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）を対象に実施すること。

四 各事業の内容

1 予防サービスに係る事業

予防サービスに係る事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、訪問型予防サービス、通所型予防サービス等のうち市町村が定めるサービスを行う事業とすること。

要支援者に対しては、訪問型予防サービス及び通所型予防サービスだけでなく、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護以外の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるサービスを行うことができること。

二次予防事業対象者に対しては、自立支援の効果を高める観点から、通所型予防サービスによって対応することを基本とすること。一方、要介護状態等から改善した二次予防事業対象者であって、特に必要があると認められる者に対しては、訪問型予防サービスを実施するとともに、うつ、認知症、閉じこもり等により通所型予防サービスへの参加が困難である二次予防事業対象者に対しては、保健師等が居宅を訪問して、生活機能に関する問題を総合的に把握及び評価し、必要な相談や指導を実施すること。

2 生活支援サービスに係る事業

生活支援サービスに係る事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものを実施する事業とすること。

- (ア) 栄養の改善を目的として、配食を行う事業
- (イ) 要支援者及び二次予防事業対象者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業
- (ウ) その他地域の実情に応じつつ、予防サービスに係る事業と一体的に行われることにより、介護予防及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

なお、(ウ)の事業において提供するサービスは、地域の実情に応じて、市町村において独自に定めるものであり、複数のサービスを実施することが可能であること。

3 ケアマネジメントに係る事業

ケアマネジメントに係る事業は、要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。この3において同じ。）及び二次予防事業対象者に対して、介護予防を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業とすること。

このため、ケアマネジメントに係る事業の実施に当たっては、要支援者又は二次予防事業対象者ごとの状況等に関する課題分析等が行われるとともに、当該分析等の結果を踏まえたケアプランが作成され、当該ケアプランに基づいた事業の実施が必要であるとともに、事業実施後には、要支援者又は二次予防事業対象者の状況等の再評価が必要であること。なお、二次予防事業対象者については、ケアプランの作成の必要がない場合には、事業の実施前及び実施後に、事業実施担当者と情報を共有することにより、ケアプランの作成に代えることができること。

また、ケアマネジメントに当たっては、利用者自身による取組、地域住民等による支援等を積極的に位置づけるよう努めること。

4 二次予防事業対象者の把握に係る事業

二次予防事業対象者の把握に係る事業については、市町村が、二次予防事業対象者を把握する事業とすること。

二次予防事業対象者の把握に係る事業の実施に当たって、市町村は、全ての第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）に対して実施される実態把握、要介護認定等に係る事業を実施する者又は保健分野において訪問活動を担当する保健師等との連携による実態把握、医療機関、民生委員等との連携による実態把握など、様々な機会を捉えた実施に努めること。

5 事業評価に係る事業

事業評価に係る事業は、第1の四に基づき、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業の実施状況等に関する評価を実施する事業とすること。

第3 一次予防に係る事業

一 基本的な考え方

一次予防に係る事業は、介護予防のための個々人の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及及び啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施することを目的とすること。

二 事業の対象者

一次予防に係る事業の対象者は、地域における全ての第一号被保険者とする。

三 事業の実施

一次予防に係る事業は、次のような内容の事業の実施が想定されるが、それぞれの地域における特性を踏まえた事業が積極的に展開されることが期待されること。

なお、市町村においては、それぞれの地域で介護予防及び日常生活支援に資する活動がどのように実施されているのか、適宜その把握に努めるとともに、事業の実施に当たっては、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業との有機的な連携に努めることが必要であること。

- 1 介護予防に資する基本的な知識を啓発普及するためのパンフレットの作成及び配布、講演会の開催等
- 2 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修
- 3 介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防・日常生活支援総合事業の実施の記録等を管理するための手帳等の配布
- 4 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援

第三 適用日

平成24年4月1日